



新時代の令和3年4月度税制改正

令和3年度が4月1日から始まります。税務についても、新しい時代を考慮した税制が始まります。その関係を説明したいと思います。今から準備しましょう。

1 企業のDXを促進する税制

時間、音、温度、明るさなどは「アナログ」で、これをコンピューターで扱えるようにしたのが「デジタル」です。「デジタルトランスフォーメーション（DX）」とは、コンピューターシステムの利用により、人びとの生活をより良い方向に変化させることをいいます。DXは、新しい製品、新しいサービス、新しいビジネスを発達させながら、インターネットとリアルの両方とも革新させることです。

税務関係の「紙」重視からコンピューター重視への移り変わりは、次のとおりです。

1998年：電子帳簿保存法により税務書類や帳簿をデータで保存しても良くなりました。

2004年：電子申告が始まりました。

2005年：紙での保存が義務付けられていた文書をデータで保存しても良くなりました。スキャナー保存もOKです。

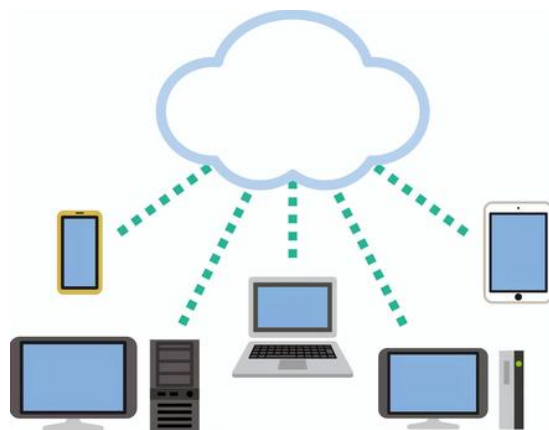
2016年：スキャナー保存は紙だけではなく、スマートフォンやデジタルカメラでの保存も可能となりました。

今回の改正では、青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けたものが、令和5年3月31日までの間に、その事業適応計画に従って実施される同法の事業適応の用に供されるためにソフトウェアの新設もしくは増設をし、または繰延資産の支出をした場合には、取得価額の30%の特別償却と3%の税額控除との選択適用ができるようになりました。

2 クラウド型システムを対象とする税制

コンピューターを利用するとき、通常、ソフトウェアをパソコンにインストールして、そのパソコンのみで使用します。「クラウド」では、インターネットを使える環境であれば、どこからでもサービスを使うことができることをいいます。それを「クラウド（雲の中のネットワーク）」という、と覚えましょう。

今後の税務では、クラウドシステムを直接支援する税制ではなく、クラウド型システムを対象とする税制措置を創設することで、「つながる」デジタル環境の構築を促進し、伝統的システムからの脱却を図ります。たとえば、クラウドを利用した支払調書の提出方法を整備します。



3 カーボンニュートラル促進、グリーン社会、気候変動税制

「カーボンニュートラル」とは排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素を同じ量にするという考え方です。「グリーン社会」は、脱炭素対策、地球温暖化対策、化石燃料のクリーン化対策などを総称してグリーン化と言っています。「気候変動」という言葉も、環境に対して悪影響を与えないという意味に使っています。化石燃料の燃焼によって排出される二酸化炭素は、ほとんどが大気中に残ると考えられています。

税制としては、産業競争力強化法による「中長期環境適応計画」の認定を受けた法人が同計画に従って導入される一定の設備を取得した場合に、特別償却50%または税額控除5~10%を選択適用できる制度が創設されます。対象設備は、①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備のことを言います。



4 国際金融都市税制

我が国の国際金融センターとしての地位の確立に向けて、海外からの人材や資金を呼び込む観点から、税務上の諸課題を解決する必要があります。

特定投資運用業者に該当する法人が、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度において、その業務執行役員に対して業績連動給与を支給する場合に、投資家の事前承認要件を満たすときは、業績連動給与に係る役員給与の損金算入制度に対応することを認めます。

要件・金融商品取引法の事業報告書で金融庁長官によりインターネットに公表されたものは、利益に関する指標等が記載されるべき有価証券報告書とみなします。

・業績連動給与に係る算定方法の内容を、報酬委員会における決定等の手続終了日以降遅滞なくその事業報告書に記載して提出すること

「特定投資運用業者」とは、その事業年度の収益合計額のうち占める、次の業務に係る収益の合計額の割合が75%以上である法人をいいます。

- ①金融商品取引業者等の投資運用業
- ②特例業務届出者の適格機関投資家等特例業務
- ③海外投資家等特例業務届出者の同業務
- ④届出をして移行期間特例業務を行う者の同業務

「業績連動給与」は、その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎とした、客観的なものに限ります。

5 外国人対象相続税

高所得または多額の財産を本国に保有している外国人材の日本での就労を促進する観点から、就労のために日本に居住する外国人に係る相続については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が、相続人等として取得する国外財産を相続税等の課税対象としないことにしています。

6 自動車税の環境対策

固定資産税は、市町村財政の基幹収入ですからウイズコロナ・ポストコロナの時代にも安定した税収の確保が必要です。またデジタル化による徴収の迅速・確実化も進めなければなりません。自動車業界は、電気自動車の急速な普及、ガソリン・軽油車への規制強化、自動運転技術の飛躍的向上などから、大変革の時を迎えています。日本経済の総力を挙げ取り組むべき課題です。

それに伴って、エコカー減税、燃費性能に応じた税率区分の設定、電気自動車およびプラグインハイブリッド車の評価などを進めていく方針です。

7 押印義務の廃止

租税手続の負担軽減のために、税務署に提出する国税関係書類のうち、納税者等の押印を求めているものについては、現行において実印による押印や印鑑証明書の添付を求めているものを除き、押印義務を廃止します。

(新宿事務所：鈴木 隆雄)